

法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯

参考資料 4

	中教審等における提言の主なポイント	関連施策
H16		
H17		
H18		
H19		
H20		
H21	<p>○「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日 法科大学院特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目やその内容について、適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的充実をもとより量的充実に図ることが必要。 ・法学未修者1年次における法律基本科目について、履修登録単位数の上限を36単位とする原則を維持しながら、最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要。 ・法学未修者1年次の授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要。 ・法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われることが必要。 ・認証評価機関における評価に当たっても、上記の考え方に従い評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後検討が必要。 	
H22		<ul style="list-style-type: none"> ・1年次について、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加させることを可能とした(省令・通知) ⇒ 法律基本科目の配当科目数が増加 ・成績評価・進級判定・修了認定が厳格化 ⇒ 標準修了年限での修了率が低下
H23		
H24	<p>○「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(平成24年7月19日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進 ・入学前に法的知識・考え方を学べるようにするための取組等の促進 ・法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討する体制の構築が必要 	<p>○「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(平成24年11月30日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである共通到達度確認試験の実施を提言 ・法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組みの導入を提言 ・未修者教育に関する優れた取組をまとめた事例集を作成
H25	<p>○「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(平成25年11月22日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学未修者がより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。 ・多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減するなどの措置を講じることが考えられる。 ・このような取組を適正に評価できるよう、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。 ・法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。 	
H26	<p>○「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験(仮称)の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底することが必要 	<p>○「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高第393号, 平成26年8月11日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。 ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。 <p>○ 共通到達度確認試験の試行開始(～平成30年度)</p>
H27		<p>○ 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを開始</p>
H28	<p>○「統一適性試験の在り方について(提言)」(平成28年9月26日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべき。 ・文部科学省において、未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、受験者の適正判定の適確性・客観性を担保すべき。 	<p>○「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)を作成</p>
H29		
H30	<p>○「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成30年3月13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準は、入学者の質の確保の観点から見直すべき。 ・進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要。 ・新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要(例えば複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施、法学部の法曹コースに純粋未修者の教育機能を分担させる取組、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院への評価) ・教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施し、共有可能とする。 ・未修1年次の特定科目について若手実務家の活用を促進を検討。 ・社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策も含め、未修者教育の改善のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討。 	<p>○「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」(平成30年文部科学省告示第66号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 法科大学院の入学者選抜に関する努力義務の削除 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者(以下「法学未修者等」という。)の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除すること。(第三条関係) <p>○ 法科大学院全国統一適性試験の任意化(不実施)</p>
R1 (H31)		<p>○ 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における法曹となろうとする者に必要な教育を段階的・体系的に実施することを明確化 ・職業経験を有する者等への入学者選抜における配慮の明確化